

告 示

埼玉県告示第百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から桶川都市計画事業上日出谷南特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕